

平成23年新司法試験 民事系科目第3問

【第3問】（配点：100〔設問1〕から〔設問3〕までの配点の割合は、3：4：3）

次の文章を読んで、後記の〔設問1〕から〔設問3〕までに答えなさい。

【事例1】

Aは、医師であり、個人医院を開設しているが、将来の値上がりを期待して、近隣の土地を購入してきた。しかし、同じ市内に開設された総合病院に対抗するために、平成19年5月に借入れをして高価な医療機器を購入したにもかかわらず、Aの医院の患者数は伸び悩み、Aは、平成21年夏頃から資金繰りに窮している。

Bは、Aの友人であり、Aが土地を購入するに際して、購入資金を貸与するなどの付き合いがある。Bは、かねてAから、甲土地は実はAの所有地である、と聞かされてきた。Cは、Aの弟D（故人）の子であり、Dの唯一の相続人である。

甲土地の所有権登記名義は、平成14年3月26日に売買を原因としてEからDに移転している。

Bは、弁護士Pに依頼し、Dの単独相続人であるCを被告として、Aの甲土地の所有権に基づき、甲土地についてDからAへの所有権移転登記手続を請求して、平成22年12月8日に訴えを提起した（以下、この訴訟を「訴訟1」という。）。

平成23年1月25日に開かれた第1回口頭弁論期日において、Pは、次のような主張をした。

- ① Bは、平成17年6月12日に、Aに対して、平成22年6月12日に元本1200万円に利息200万円を付して返済を受ける約束で、1200万円を貸し渡した。
- ② 平成22年6月12日は経過した。
- ③ Aは、甲土地を現に所有している。
- ④ 甲土地の所有権登記名義はDにある。
- ⑤ Aは、無資力である。
- ⑥ CはDの子であるところ、Dは、平成18年5月28日に死亡した。

これに対して、Cは、同期日において、「②③④⑥は認めるが、①⑤は知らない。」旨の陳述をした。

裁判官が、Pに対して、①の消費貸借契約について契約書があるかどうか質問したところ、Pは、「作成されていない。」と返答した。裁判官は、Pに対して、次回の口頭弁論期日に①と⑤の事実を立証するよう促した。

第1回口頭弁論期日が終了した後、Cは、弁護士Qに訴訟1について相談し、Qを訴訟代理人に選任した。

平成23年3月8日に開かれた第2回口頭弁論期日において、Qは、次のような陳述をした。

- ⑦ 甲土地は、Eがもと所有していた。
- ⑧ 平成14年2月26日、Aは、Eとの間で、甲土地を2200万円で購入する旨の契約を締結した。
- ⑨ Aは、⑧の契約を締結するに際して、Dのためにすることを示した。
- ⑩ 同年2月18日、Dは、Aに対して、甲土地の購入について代理権を授与した。

裁判官がQに対して、新たな陳述をした理由をただしたところ、Qは、次のように述べた。

Dが死亡した後、Cは、事あるごとに、Aから、「甲土地は、Dのものではなく、Aのものだ。」と聞かされてきたので、それを鵜呑みにしてきました。しかし、私が改めてEから事情を聴取したところ、新たな事実が判明したので、甲土地の所有権がEからDへ、DからCへと移転したと主張する次第です。

Pは、①と⑤の事実を証明するための文書を提出したが、⑦⑧⑨⑩に対する認否は、次回の口頭

弁論期日まで留保した。

以下は、第2回口頭弁論期日の数日後のPと司法修習生Rとの会話である。

P：第2回口頭弁論期日でのQの陳述について検討してみましょう。

Qが、甲土地の所有権がEからDへ、DからCへと移転したと主張したので、Aに問い合わせてみました。すると、Aからは、Dから代理権の授与を受けたことはないし、Aが甲土地の購入資金を出した、という説明を受けました。Aによると、EはDの知人で、AはDの紹介でEから甲土地を購入したが、後になって思うと、DとEは共謀してAをだまして、甲土地の所有権登記名義をDに移したようだ、とのことでした。しかし、Aは、弟や甥を相手に事を荒立てるのはどうかと思い、Cに対して所有者がAであることを告げるにとどめ、登記は今までそのままにしていたそうです。

以上のAの説明を前提にすると、次の口頭弁論期日では、⑨と⑩を争うことが考えられます。

しかし、そもそもQの⑨と⑩の陳述は、Cが第1回口頭弁論期日で③を認めたことと矛盾しています。そこが気になっているのです。

R：第1回口頭弁論期日で「甲土地は、Aが現に所有している。」という点に権利自白が成立しているにもかかわらず、第2回口頭弁論期日でのQの陳述は、甲土地をAが現に所有していることを否定する趣旨ですから、権利自白の撤回に当たるといえるのでしょうか。

P：そのとおりです。もしそのような権利自白の撤回が許されないとすると、⑨と⑩についての認否が要らないことになります。ですから、私としては、被告側の権利自白の撤回は許されない、と次の口頭弁論期日で主張してみようかと思っています。そこで、あなたにお願いなのですが、このような私の主張を理論的に基礎付けることができるかどうか、検討していただきたいのです。

R：はい。しかし、考えたことのない問題ですので、うまくできるかどうか・・・。

P：確かに難しそうな問題ですね。事実の自白の撤回制限効の根拠にまで遡った検討が必要かもしれません。「理論的基礎付けは難しい。」という結論になってもやむを得ませんが、ギリギリのところまで「被告側の権利自白の撤回は許されない。」という方向で検討してみてください。では、頑張ってください。

【設問1】 あなたが司法修習生Rであるとして、弁護士Pから与えられた課題に答えなさい。

【事例1（続き）】

F銀行は、Aの言わばメインバンクであり、Aに対して医療機器の購入資金や医院の運転資金などを貸し付けてきた。現在、Fは、Aに対して2500万円の貸付金残高を有している。訴訟1が第一審に係属していることを知ったFがその進行状況を調査したところ、BがB A間の消費貸借契約締結の事実（①の事実）やAの無資力の事実（⑤の事実）の立証に難渋している、との情報が得られた。そこで、Fは、Aに甲土地の所有権登記名義を得させるために、自らも訴訟1に関与することはできないかと、弁護士Sに相談した。Sは、Bの原告適格が否定される可能性があることを考慮すると、補助参加ではなく当事者として参加することを検討しなければならないと考えたが、どのような参加の方法が適当であるかについては、結論に至らなかった。

【設問2】 Fが訴訟1に参加する方法として、独立当事者参加と共同訴訟参加のそれぞれについて、認められるかどうかを検討しなさい。ただし、民事訴訟法第47条第1項前段の詐害防止参加を検討する必要はない。

【事例2】

Kは、乙土地上の丙建物に居住している。Kの配偶者は既に死亡しているが、KにはLとMの2人の嫡出子があり、共に成人している。このうち、Lは、Kと同居しているが、遠く離れた地方に居住するMは、進路についてKと対立したため、KやLとほとんど没交渉となっている。

乙土地の所有権登記名義はKの旧友であるNにあり、丙建物の所有権登記名義はKにある。

Nは、Kを被告として、平成22年9月2日、乙土地の所有権に基づき、丙建物を収去して、乙土地をNに明け渡すことを請求して、訴えを提起した（以下、この訴訟を「訴訟2」という。）。なお、訴訟2において、NにもKにも訴訟代理人はいない。

平成22年10月12日に開かれた第1回口頭弁論期日において、次の事項については、NとKとの間で争いがなかった。

- ・ 乙土地をNがもと所有していたこと。
- ・ Kが、丙建物を所有して、乙土地を占有していること。
- ・ 平成10年5月頃、Nが、Kに対して、期間を定めないで、乙土地を、資材置場として、無償で貸し渡したこと。
- ・ 平成22年9月8日、Nが、Kに対して、乙土地の使用貸借契約を解除する旨の意思表示をしたこと。

同期日において、Kは、平成17年12月頃、NとKとの間で乙土地の贈与契約が締結されたと主張し、Nは、これを否認した。さらに、Kは、KとNとの間で乙土地をKが所有することの確認を求める中間確認の訴えを提起した。

平成22年10月16日、Kは交通事故により死亡し、LとMがKを共同相続し、それぞれについて相続放棄をすることができる期間が経過した。平成23年3月7日、NがLとMを相手方として受継の申立てをし、同年4月11日、受継の決定がされた。

平成23年5月10日に開かれた第2回口頭弁論期日において、Lは争う意思を明確にしたが、Mは「本訴請求を認諾し、中間確認請求を放棄する。」旨の陳述をした。

以下は、第2回口頭弁論期日終了後の裁判官Tと司法修習生Uとの会話である。

T：今日の期日で、Mは本訴請求の認諾と中間確認請求の放棄をしましたね。

U：はい。しかし、Lは認諾も放棄もせず、Nと争うつもりそうですね。

T：Lがそのような態度をとっている場合に、Mのした認諾と放棄がどのように扱われるべきかは、一考を要する問題です。この問題をあなたに考えてもらうことにしましょう。

なお、LとMが本訴被告の地位と中間確認の訴えの原告の地位を相続により承継したことによって、本訴請求と中間確認請求がどうなるかについては議論のあるところですが、当然承継の効果として当事者の訴訟行為を経ずに、本訴請求の趣旨は「L及びMは、丙建物を収去して、乙土地をNに明け渡せ。」に、中間確認請求の趣旨は「L及びMとNとの間で、乙土地をL及びMが共有することを確認する。」に、それぞれ変更される、という見解を前提としてください。

このような本訴請求の認諾と中間確認請求の放棄の陳述をMだけがした場合に、この陳述がどのように扱われるべきか、考えてみてください。その際には、判例がある場合にはそれを踏まえる必要がありますが、それに無批判に従うことはせずに、本件での結果の妥当性などを考えて、あなたの意見をまとめてください。

【設問3】 あなたが司法修習生Uであるとして、裁判官Tから与えられた課題に答えなさい。

話す内容 「複雑訴訟」

受講対象者 初心者（基本）からベテラン（応用）まで。とりわけ、他人から実力者と言われながら、「2000番台で不合格になった受験生」について、「基本を正確に理解した上で表現することできていないことが不合格の原因であること」あるいは「自分の頭で考えることができていないことが不合格の原因であること」を悟ること。

コンセプト 基礎的知識を正確に理解しかつ表現することを確認した上で、平成23年度本試験問題（応用）を、自分の頭で考える（現場思考）。これは、脱正解志向を意味する。

進行 前半は、基礎的知識の正確な理解かつ表現である。Q&A形式で、Aは空欄になっている。講師がQを読み上げるので、受講生がAを埋める。ここで、「理解はしているが表現できない」と感じる受講生は少なくないと予測する。しかし、「表現できない」ということは、実は「正確に理解していないこと」に原因がある。後半は、平成23年度本試験問題を素材として、「自分の頭で考えること」を体感する。これは、「法律の知識の多寡の問題」ではなく「国語力(日本語の理解)の問題」である。

基礎的知識の習得方法 有斐閣の判例六法を用いて、必要な情報を集約させる。たとえば、「遺産分割請求の非訟性」という基礎的知識（最大決昭和41年3月2日）は、同六法の「判例索引」を用いて検索する。検索したのち、「消えるラインマーカー及びボールペン」を用いて、印をつける。その際、色分けすることにより、どのような情報（たとえば定義は黄色）であるかを特定する。

Q & Aに挑戦！

Q1 複雑訴訟形態とは？

A1

Q2 複数請求訴訟（請求の客観的併合）とは？

A2

Q3 請求の客観的併合の効果を生じさせる訴訟行為とは？

A3

Q4 訴えの客観的併合とは？

A4

Q5 訴えの客観的併合の要件―「数個の請求が同種の訴訟手続によって審判されうるものであること」とは？

A5

Q6 訴えの客観的併合の「併合の態様」は？

A6

Q7 訴えの客観的な併合―訴訟資料および証拠資料の共通性とは？

A7

Q8 一部の請求についての判決は？

A8

Q 9 全部判決に対する上訴における審判の対象は？

A 9

Q 1 0 訴えの変更は、何の変更か？

A 1 0

Q 1 1 訴えの変更の範囲は？

A 1 1

Q 1 2 訴えの変更の類型は？

A 1 2

Q13 訴えの変更の要件－「請求の基礎に変更がないこと」とは？

A13

Q14 判例によって「請求の基礎の同一性」が認められた例は？

A14

Q15 被告の陳述によって「請求の基礎の同一性」が不要とされる場合は？

A15

Q16 訴えの変更の要件－「著しく訴訟手続を遅滞させないこと」→被告の同意・陳述がある場合は？

A16

Q17 「著しく訴訟手続を遅滞させ」る場合、その後は？

A17

Q18 中間確認の訴えとは？

A18

Q19 中間確認の訴えの必要性とは？

A19

Q20 中間確認の訴えの性質は？

A20

Q2 1 中間確認の訴えの要件－「請求の基礎の同一性」「攻撃防御方法の関連性」「訴訟遅延の可能性」は必要か？

A2 1

Q2 2 控訴審における中間確認の訴えは、相手方の同意が必要か？

A2 2

Q2 3 中間確認の利益－引渡請求の基礎となる「所有権の帰属」について被告が訴訟の当初から自白し、ただ「占有の事実」のみを争う場合、中間確認の利益は認められるか？

A2 3

Q2 4 「本来の請求」と「中間確認の訴えによって定立された新請求」－併合の態様は？

A2 4

Q25 「単純併合の関係」にあるから「一部判決」は可能？

A25

Q26 「単純併合の関係」にあるから「弁論の分離」は可能？

A26

Q27 反訴とは？

A27

Q28 反訴の趣旨は？

A28

Q29 反訴の申立ての種類は？

A29

Q30 予備的反訴の例は？

A30

Q31 反訴の要件－「関連性」とは？

A31

Q32 反訴請求が、「本訴請求に関連する場合」とは？

A32

Q33 反訴請求が、「本訴請求に関連する場合」－「訴訟物自体が同一である場合」とは？

A33

Q34 反訴請求が、「本訴請求に関連する場合」－「本訴請求と反訴請求の権利関係」を基礎づける「法律関係」が「共通」である場合（双方の請求権が同一の法律関係にある場合）とは？

A34

Q35 反訴請求が、「本訴請求に関連する場合」－「本訴請求と反訴請求の権利関係」を基礎づける「主たる事実」が「共通」である場合（双方の請求権が同一の事実関係にある場合）とは？

A35

Q36 反訴請求が、「本訴請求の防御方法に関連する場合」とは？

A36

Q37 「本訴請求と反訴請求の権利関係」を基礎づける「法律関係」が「共通」である例は？

A37

Q38 「占有権に基づく保全の訴え」(民法199条)に対する、被告による「所有権に基づく目的物引渡請求の反訴」の可否は？

A38

Q39 両請求が認容される場合の判決主文は？

A39

Q40 控訴審における反訴の提起と本訴原告の同意の要否は？

A40

Q4 1 相手方の審級の利益を保護する必要がある場合とは？

A4 1

Q4 2 本訴請求と反訴請求とは併合状態(1つの手続によって審理している状態)にあるところ、
弁論の分離の可否は？

A4 2

Q4 3 複雑訴訟形態とは？

A4 3

Q4 4 多数当事者訴訟とは？

A4 4

Q4 5 多数当事者訴訟の「必要性」と「問題点」とは？

A4 5

Q4 6 多数当事者訴訟の「問題点」を踏まえた「考慮事情」と「規律」とは？

A4 6

Q4 7 多数当事者訴訟の「種類」は？

A4 7

Q4 8 多数当事者訴訟の「種類」－「当事者か否か」とは？

A4 8

Q49 多数当事者訴訟の「種類」－「原始的か後発的か」とは？

A49

Q50 共同訴訟とは？

A50

Q51 共同訴訟関係の特色は？

A51

Q52 通常共同訴訟とは？

A52

Q53 「共同訴訟人独立の原則（39条）」と「処分権主義」「弁論主義」との関係は？

A53

Q54 「共同訴訟関係の解消」手段は？

A54

Q55 共同訴訟の種類ごとに、弁論の分離の可否は？

A55

Q56 通常共同訴訟の要件（38条）は？

A56

Q57 「訴訟の目的である権利義務が、数人について共通であるとき」とは？

A57

○ 共同訴訟の目的である権利義務が、数人について共通であるとき

Q58 「訴訟の目的である権利義務は異なるものの、同一の事実上及び法律上の原因に基づくとき」とは？

A58

○ 共同訴訟の目的である権利義務は異なるものの、同一の事実上及び法律上の原因に基づくとき

Q59 「訴訟の目的である権利義務は異なるものの、権利義務が同種であって事実上及び法律上の同種の原因に基づくとき」とは？

A59

○ 共同訴訟の目的である権利義務は異なるものの、権利義務が同種であって事実上及び法律上の同種の原因に基づくとき

Q60 共同訴訟人独立の原則（39条）の3内容は？

A60

Q61 共同訴訟人独立の原則（39条）の帰結は？

A61

Q62 共同訴訟人間の証拠共通の原則とは？

A62

Q63 共同訴訟人間の証拠共通の原則の「実質的理由」とは？

A63

Q 6 4 共同訴訟人間の証拠共通の原則の「理論的根拠（旧司法試験的）」とは？

A 6 4

Q 6 5 共同訴訟人間の証拠共通の原則の「理論的根拠（旧司法試験的）」に対する批判は？

A 6 5

Q 6 6 共同訴訟人間の証拠共通の原則の「理論的根拠（新司法試験的）」は？

A 6 6

Q 6 7 共同訴訟人間の証拠共通の原則の「理論的根拠（新司法試験的）」による場合の限界は？

A 6 7

Q 6 8 共同訴訟人間の主張共通の原則は？

A 6 8

Q 6 9 共同訴訟人独立の原則の適用範囲（新堂説）は？

A 6 9

Q 7 0 共同訴訟人独立の原則の適用範囲（新堂説）批判は？

A 7 0

Q 7 1 新堂説批判を踏まえた上での共同訴訟人間の主張共通の原則とは？

A 7 1

Q 7 2 同時審判申出共同訴訟とは？

A 7 2

Q73 「法律上併存しえない関係にある場合」の例は？

A73

Q74 民法117条1項 「本人に対する契約上の請求」と「無権代理人に対する請求」との関係は？

A74

Q75 民法717条1項 工作物の「占有者に対する損害賠償請求」と「所有者に対する損害賠償請求」との関係は？

A75

Q76 「法律上併存しえない関係にある場合」における要請は何？

A76

Q77 「2つの請求権を1つの訴訟手続で審判すること」を実現する手段ー必要的共同訴訟か通常共同訴訟か？

A77

Q78 「2つの請求権を1つの訴訟手続で審判すること」を実現する手段ー通常共同訴訟であるとして、単純併合か予備的併合かー予備的併合の問題点は？

A78

Q79 「2つの請求権を1つの訴訟手続で審判すること」を実現する手段ー通常共同訴訟であるとして、単純併合か予備的併合かー単純併合の問題点は？

A79

Q80 「2つの請求権を1つの訴訟手続で審判すること」を実現する手段—通常共同訴訟であるとして、単純併合か予備的併合か—単純併合の問題点の解消方法は？

A80

Q81 同時審判申出共同訴訟—通常共同訴訟関係の内容の変更点は？

A81

Q82 同時審判申出共同訴訟—共同訴訟人独立の原則自体の修正はあるか？

A82

Q83 同時審判申出共同訴訟—「主張共通の原則も働かない。」の例は？

A83

Q84 同時審判申出共同訴訟—「主張共通の原則も働かない。」場合、原告の対応は？

A84

Q85 同時審判関係の解消—民事訴訟規則 19 条 1 項の撤回以外の場合は？

A85

Q86 必要的共同訴訟とは？

A86

Q87 必要的共同訴訟—共同訴訟人独立の原則の適否は？

A87

Q88 必要的共同訴訟の種類と区別は？

A88

Q89 「訴訟の目的が共同訴訟人の全員についてのみ確定すべき場合」とは？

A89

Q90 固有必要的共同訴訟の成否を決定する基準に関する見解とは？

A90

Q91 「管理処分権説」とは？

A91

Q92 「利益衡量説」とは？

A92

Q9 3 「共同相続人による受遺者に対する遺言無効確認訴訟」は固有必要的共同訴訟か？

A9 3

Q9 4 「共同相続人による遺産確認訴訟」は固有必要的共同訴訟か？

A9 4

Q9 5 共同所有の形態は？

A9 5

Q9 6 共同所有関係における固有必要的共同訴訟の成否一総有の例は？

A9 6

Q97 「入会権そのものの確認」一構成員の1人が提訴を拒否したら？

A97

Q98 共同所有関係における固有必要的共同訴訟の成否一合有の例は？

A98

Q99 民法上の組合（合有）一組合が原告の場合は？

A99

Q100 民法上の組合（合有）一組合が被告の場合は？

A100

Q101 共有の場合一共有者が原告の場合は？

A101

Q102 共有の場合一共有者が被告の場合は？

A102

Q103 「訴訟の目的が共同訴訟人の全員についてのみ確定すべき場合」とは？

A103

Q104 類似必要的共同訴訟（既判力が拡張される）の例は？

A104

Q105 必要的共同訴訟の審判－40条1項（共同訴訟人の1人による訴訟行為）の内容は？

A105

Q106 40条1項（共同訴訟人の1人による訴訟行為）－有利か不利かの基準は？

A106

Q107 共同原告の1人のする訴えの取下げ－有利か不利か？

A107

Q108 訴えの取下げについての共同被告の1人がなす同意（261条2項）－有利か不利か？

A108

Q109 必要的共同訴訟の審判－40条2項（共同訴訟人の1人に対する相手方の訴訟行為）の内容は？

A109

Q110 必要的共同訴訟の審判－訴訟進行の統一とは？

A110

Q111 共同訴訟関係の成立原因は？

A111

Q112 「第三者の意思に基づく」「訴えの主観的追加的併合」－明文の規定のある場合は？

A112

Q113 「第三者の意思に基づく」「訴えの主観的追加的併合」－明文の規定がない場合は？

A113

Q114 「当事者の意思に基づく」「訴えの主観的追加的併合」－明文の規定のある場合は？

A114

Q115 「当事者の意思に基づく」「訴えの主観的追加的併合」－明文の規定がない場合は？

A115

Q116 訴訟参加とは？

A116

Q117 第三者が取得する地位とは？

A117

Q118 「独立当事者参加」と「共同訴訟参加」との区別は？

A118

Q119 補助参加とは？

A119

Q120 「補助」とは？

A120

Q121 補助参加の要件－補助参加の利益とは？

A121

Q122 補助参加の要件－補助参加の利益－「法律上の利益」－訴訟物が会社の被告取締役に対する損害賠償請求権の場合、会社は、被告取締役側に補助参加できるか？

A122

Q123 補助参加の要件－「訴訟の結果」（異論がない点）とは？

A123

Q124 補助参加の要件－「訴訟の結果」について、異論がある点は？

A124

Q125 補助参加の要件－「訴訟の結果」（異論がある点－伊藤説）とは？

A125

Q126 補助参加の要件－「訴訟の結果」（異論がある点－伊藤説）の2つの理由は？

A126

Q127 補助参加の要件－「訴訟の結果についての利害関係」（伊藤説）とは？

A127

Q128 補助参加人のなし得る訴訟行為は？

A128

Q129 補助参加人の訴訟行為は、制限されるか？

A129

Q130 補助参加人の訴訟行為についての制限－主たる当事者がすでになしえなくなった行為は？

A130

Q131 補助参加人の訴訟行為についての制限－主たる当事者の訴訟行為と抵触する行為は？

A131

Q132 補助参加人の訴訟行為についての制限－訴訟係属の発生・消滅にかかわる行為は？

A132

Q133 補助参加人の訴訟行為についての制限－主たる当事者に不利益な訴訟行為は？

A133

Q134 補助参加人の訴訟行為についての制限—主たる当事者に不利益な訴訟行為—裁判上の自白は？

A134

Q135 補助参加人の訴訟行為についての制限—主たる当事者に属する実体法上の権利行使は？

A135

Q136 補助参加に係る訴訟の裁判の効力の例①は？

A136

Q137 補助参加に係る訴訟の裁判の効力の例②は？

A137

Q138 補助参加人に対する裁判の効力の性質は？

A138

Q139 被告主債務者側に保証人が補助参加し主債務履行請求認容判決が確定した場合における主債務存在（判決主文判断）について、補助参加人に対して、既判力は拡張されるか？

A139

Q140 被告保証人側に主債務者が補助参加し保証債務請求認容判決が確定した場合における主債務存在（判決理由中判断）について、主債務者に対して、争点効は拡張されるか？

A140

Q141 共同訴訟的補助参加とは？

A141

Q142 共同訴訟的補助参加の例は？

A142

Q143 「共同訴訟的補助参加」と46条各号（裁判の効力についての除外事由）の適用の有無は？

A143

Q144 共同訴訟的補助参加人の地位の特徴－主たる当事者の訴訟行為と抵触する場合は？

A144

Q145 共同訴訟的補助参加人の地位の特徴－補助参加人の訴訟行為と抵触する場合は？

A145

Q146 共同訴訟的補助参加人の地位の特徴－上訴期間は？

A146

Q147 訴訟告知とは？

A147

Q148 訴訟告知の意義－告知者からみた意義は？

A148

Q149 同一人が当事者双方から告知を受ける例は？

A149

Q150 訴訟告知をした場合であっても、補助参加の利益が認められないときは？

A150

Q151 告知者と被告者との間に利害関係が対立し、被告者が告知者側に補助参加することが期待できない場合は？

A151

Q152 独立当事者参加とは？

A152

Q153 独立当事者参加一訴訟構造の問題の所在は？

A153

Q154 独立当事者参加一訴訟構造（三面訴訟説）に対する批判は？

A154

Q155 独立当事者参加一制度の趣旨は？

A155

Q156 独立当事者参加一種類は？

A156

Q157 詐害防止参加—いかなる場合に訴訟の結果によって第三者の権利が害されるか？

A157

Q158 詐害意思の有無の判断枠組み—「詐害意思は単なる主観的なものであってはならず客観的なものでなければならない」の意味？

A158

Q159 権利主張参加—「訴訟の目的たる権利関係が自己の権利であることを主張」の意味は？

A159

Q160 「論理的に両立しえない関係にある場合」とは？

A160

Q161 具体例は？

A161

Q162 独立当事者訴訟の審判—必要的共同訴訟の特則の準用の意味は？

A162

Q163 独立当事者訴訟の審判—40条1項の規定の準用とは？

A163

Q164 独立当事者訴訟の審判—40条1項の規定の準用—有利か不利か？

A164

Q165 独立当事者訴訟の審判—40条2項の規定の準用とは？

A165

Q166 独立当事者訴訟の審判—40条3項の規定の準用とは？

A166

Q167 独立当事者訴訟の審判—判決の合一性を確保するためには？

A167

Q168 敗訴者のうちの1人のみによる上訴—問題の所在は？

A168

Q169 敗訴者のうちの1人のみによる上訴—判例は？

A169

Q170 敗訴者のうちの1人のみによる上訴一判例の評価と問題点は？

A170

Q171 訴訟脱退とは？

A171

Q172 脱退の要件は？

A172

Q173 脱退の性質は？

A173

Q174 脱退者に及ぶ効力ー条件付放棄・認諾とは？

A174

Q175 条件付放棄認諾説の長所は？

A175

Q176 共同訴訟参加とは？

A176

Q177 共同訴訟参加－参加後の共同訴訟の形態は？

A177

Q178 共同訴訟参加－参加人たる第三者の要件は？

A178

Q179 訴訟承継とは？

A179

Q180 引き継ぐ訴訟状態の中身は？

A180

Q181 訴訟承継の種類は？

A181

Q182 当然承継とは？

A182

Q183 当然承継－手続は？

A183

Q184 当然承継－規定は？

A184

Q185 当然承継－原因は？

A185

Q186 当然承継—手続の続行は？

A186

Q187 参加承継・引受承継とは？

A187

Q188 参加承継・引受承継—原因は？

A188

Q189 参加承継—手続は？

A189

Q190 引受承継—手続は？

A190

Q191 参加承継訴訟の審理は？

A191

Q192 参加承継訴訟の審理の準則の趣旨は？

A192

Q193 引受承継訴訟の審理は？

A193

Q194 引受承継訴訟の審理の準則の趣旨は？

A194